



上告状兼上告受理申立書

平成21年10月27日

最高裁判所 民事部 御中

上告人兼上告受理申立人代理人

弁護士 津 田 玄 児

弁護士 山 崎 順 一

弁護士 大 谷 恭 子

弁護士 今 村 憲

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

再雇用拒否処分取消等請求上告兼上告受理申立事件

訴訟物の価格 742万円

ちょう用印紙額 5万9000円

上記当事者間の東京高等裁判所平成■■■年（行コ）第■■■号再雇用拒否処分取消等請求控訴事件について、平成21年10月15日言い渡された判決は、全部不服であるから、上告及び上告受理申立をする。

第1 原判決の表示

主 文

- 1 第1審原告の控訴を棄却する。
- 2 第1審原告の当審において拡張した請求を棄却する。
- 3 第1審被告の控訴に基づき、原判決の主文第1項を取り消す。
上記の取消しに係る部分についての第1審原告の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、第1，2審とも、第1審原告の負担とする。

第2 上告の趣旨

原判決を破棄し、さらに、相当なる裁判を求める。

第3 上告受理申立の趣旨

- 1 本件上告を受理する。
- 2 原判決を破棄し、さらに、相当なる裁判を求める。

第4 上告兼上告受理申立の理由

追って、上告理由書及び上告受理申立理由書を提出する。

附属書類

- | | |
|-----------------|-----|
| 1 上告状兼上告受理申立書副本 | 2 通 |
| 2 訴訟委任状 | 1 通 |

当事者目録

上告人兼上告受理申立人

〒112-0012 東京都文京区大塚5丁目6番15号 ワイビル2階

大塚市民法律事務所

TEL 03-5940-6830

FAX 03-5940-6831

上告人兼上告受理申立人代理人弁護士 津田 玄児

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番28号 相互永田町ビル

三宅・山崎法律事務所(送達場所)

TEL 03-3580-5931

FAX 03-3580-5400

同 山崎 順一

同 今村 憲

〒160-0004 東京都新宿区四谷2丁目14番4号 ミツヤ四谷ビル6階

四谷共同法律事務所

TEL 03-3353-7771

FAX 03-3353-7773

同 大谷 恭子

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

被上告人兼相手方 東京都

代表者知事 石原 慎太郎

代表者兼処分行政庁 東京都教育委員会

上記委員会代表者委員長 木村 孟